

# 保育士等配置基準改善補助事業について（保育園）

千葉市内保育園、認定こども園に対し各園に勤務する職員（保育士・保育教諭・みなし保育士等）について、国の定数を超えて職員配置（加配）した場合や、市の指導に基づき職員を加配した場合、市単独の人員費補助を行う事業

## ○保育士の配置について（施設長は除く）

	配置基準(国)	入所児童数	基準数
0歳児	3:1	4人	4/3=1.33 =1.3
1・2歳児	6:1	36人	36/6=6.00 =6.0
3歳児	15:1(※)	20人	20/15=1.33 =1.3
4・5歳児	30:1	25人	25/30=0.83 =0.8

小数点第2位以下切り捨て

※3歳児は本来20:1だが、3歳児配置改善加算を考慮して15:1としている。

$$1.3+6.0+1.3+0.8=9.4$$

小数点以下第1位四捨五入

9人 + 1人（児童定員が90人以下の施設は1人加算） + 1人（保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は1人加算）

【保育士の人数】 19人

- ・正規職員保育士 15人
- ・非正規保育士（就業規則で定める常勤勤務以上） 3人
- ※【月の常勤時間】/月（小数点切捨て）で保育士1人とカウント
- ・看護師 1人
- ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなせる。
- ただし、乳児の在籍が3名以下の場合は別途以下の要件有り。
- ①保育士との合同保育を行うこと。
- ②保育に係る一定の知識や経験を有すること。
- 具体的には、勤務経験が概ね3年以上又は子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講

## 【保育士等配置基準改善補助事業（配置基準補助金）】

詳細は別紙

- ①基本加算分1（定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合の補助）
- ②基本加算分2（定数を超えて保育士等を配置した場合の補助）
- ③基本加算分3（定数を超えて保育士等を配置した場合の補助）
- ④一般加算分1（定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合の補助）
- ⑤一般加算分2（定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合の補助）
- ⑥特定加算分1（要配慮児童に対応する保育士を配置している場合の補助）
- ⑦特定加算分2（1・2歳児が36人以上入所しており、保育士を配置している場合の補助）

4人工分まで

保育士の人数19人													補助金											
給付費													配置基準補助金											
保育士定数11人													配置基準補助金											
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人						
主任保育士加算													基本加算分1	基本加算分2	基本加算分3	一般加算分1	特定加算分1	特定加算分2						
一時預かり													加配1人	加配2人	加配3人	加配4人	加配5人	加配6人						
													目	目	目	目	目	目						

## 【参考：調理員に係る定数】

児童定員	基準人員
40人以下	1人
41～150人	2人
151人以上	3人

基準人員を超えて調理員等を配置した場合に、職員1人分までの費用を基本加算分1、一般加算分1・2において補助  
※栄養管理加算（配置）を取得している場合は、補助金の減算あり。

※調理員等・・・栄養士、調理員、用務員等（給食業務従事者に限る。）

→非正規職員は【月の常勤時間】/月（小数点切捨て）で1人とカウント

## 配置基準補足資料

## 1 保育士等配置基準改善補助事業

種目	年額 (R5 年度)	説明
基本加算分1 【加配1人目】	1,758,000 円	保育士定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合に補助するもの。
基本加算分2 【加配2人目】	3,519,000 円	「基本加算分1」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合に補助するもの。
基本加算分3 【加配3人目】	3,519,000 円	「基本加算分2」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合に補助するもの。
一般加算分1 【加配2,3,4人目】	2,222,000 円	「基本加算分1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合に補助するもの。
一般加算分2 【加配3,4人目】	2,222,000 円	「一般加算分1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合に補助するもの。なお、「基本加算分1～3及び一般加算分1」を取得している場合は対象外。
特定加算分1 【要配慮児童に対応する 保育士の配置】	1人当たり 2,702,000 円	「基本加算分1～3」の要件を満たし、さらに要配慮児保育を実施する保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合※に補助するもの。 ※0～2歳児で3：1（児童3人に対し職員1人）、3～5歳児で3：1の職員配置が必要 例えば、2歳の要配慮児が1人、4歳の要配慮児が2人利用ならば、2人の職員配置が必要。
特定加算分2 【1・2歳児】	2,702,000 円	1・2歳児が36人以上入所しており、「基本加算分1～3」の要件を満たした上で、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合に補助するもの。

## 2 主任保育士加算、一時預かり補助、地域子育て支援センター補助 ※基本加算分1に先んじて保育士等の配置が必要

- (1) 主任保育士加算（以下に複数該当する場合、保育士1人配置）  
延長保育事業の実施、一時預かり事業（一般型）の実施、病児保育事業の実施、乳児が3人以上利用、障害児が1人以上利用
- (2) 一時預かり補助  
保育従事者を2人以上配置（半数以上は保育士） ※保育従事者とは保育士その他子育て支援員研修を修了した者
- (3) 地域子育て支援センター補助  
育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事業に精通した専任の者を2人以上配置

# R 5 配置基準補助金 概要資料

■国の定数（給付費上の定数）を超えて、  
職員配置（加配）した場合や、  
市の指導に基づき職員を加配した場合に、  
市単独の人件費補助を行う事業

## 【イメージ】

- ・ 児童数から算出される国の定数（給付費上の定数）  
が仮に10人とする。
- ・ この場合において、保育士を14人工雇用しているので  
あれば、 $14人 - 10人 = 4人工分$ を当該補助金にて補助
- ・ 1人目 → 基本加算分1
- ・ 2人目 → 基本加算分2
- ・ 3人目 → 基本加算分3
- ・ 4人目 → 一般加算分1（要配慮児童がいる場合は特定加算分1）

# 制度の概要 — 補助のイメージ —

## 特定加算分 1

**補助対象**：要配慮児に対し加配した、保育士  
要件緩和。医ケア児の場合、看護師  
准看護師、保健師も対象。

**基準額**：年額 2, 702 千円 × 加配人数  
※基本加算分 1 のみしか取得できない場合で、  
要配慮児童がいる場合は、当該加算から取得可

## 特定加算分 2

**補助対象**：1、2歳児を36人以上受入れし  
保育士、要件緩和を配置

**基準額**：年額 2, 702 千円 × 加配人数  
※1、2歳児を66人以上受入れしている場  
合、2人工分取得可

上記は基本加算分 1 ~ 3 を取得し、要件を満たした場合に補助が可能

## 基本加算分 3

**補助対象**：保育士、要件緩和  
看護師（准看護師、保健師含む）

**基準額**：年額 3, 519 千円

## 一般加算分 2

**補助対象**：全て（事務、通訳、補助者含む）

**基準額**：年額 2, 222 千円  
※但し、基本加算分 1 を「保育士、要件緩和、  
看護師」で取得していない場合は不可

## 基本加算分 2

**補助対象**：保育士、要件緩和  
看護師（准看護師、保健師含む）

**基準額**：年額 3, 519 千円

## 一般加算分 1

**補助対象**：全て（事務、通訳、補助者含む）

**基準額**：年額 2, 222 千円

## 基本加算分 1

**補助対象**：全て（事務、通訳、補助者含む）

**基準額**：年額 1, 758 千円

START

4  
人工分  
まで

## ■原則、基本加算分1から取得

※基本加算分1の補助対象は全職種だが、給付費上求められている非常勤保育士との関係上、保育士・要件緩和を優先して充てる必要有。

※基本加算分1のみしか取得できず要配慮児童がいる場合、特定加算分1から取得可

## ■基本加算分と一般加算分は合わせて4人工分まで

## ■基本加算分の看護師等（准看護師、保健師含む。以下同じ）は1人工分まで

※2人工以上配置される場合は、一般加算の補助対象とすることは可

※1人区分に限り、要件緩和としてみなすことが可

## ■事務、通訳、保育補助者は最大2人工分まで

※例：①事務が3人工いても基本加算分1と一般加算分1のみ（保育士等の配置がない場合）

②基本加算分1を「保育士、要件緩和、看護師」で取得し、

事務が2人いれば基本加算分1、一般加算分1・2を取得可

## ■特定加算分は基本加算分1～3を取得し要件を満たした場合に補助可

## ■栄養管理加算（配置）を取得している場合、一般加算分は減額

## ■補助額は、人件費と基準額を比べ、低い方の額

※課外活動における外部講師や、嘱託医は除く

## ■ 医療的ケア児を受け入れる場合の対応

特定加算分1による補助となるが、以下の点が通常の補助と異なる。

- ・ 看護師等を配置した場合、基準額（年額）を増額（R4～）

2,702千円 → 3,714千円

※保育士等を配置した場合は通常通り2,702千円

- ・ 看護師等を配置した場合、基準額が基本加算分2・3よりも高くなるため、医ケア児を受け入れる園において配置される看護師等は、基本加算分1の次に特定加算分1の補助対象となる。

【イメージ】

	要配慮児1人在籍	医ケア児1人在籍
看護師1人	→ 特定1	特定1
保育士1人、看護師1人	→ 基本1・2	基本1、特定1
保育士2人、看護師1人	→ 基本1～3	基本1・2、特定1

補助対象人数は要配慮保育職員配置決定通知書を元に決定（通常通り）<sup>4</sup>